

# 居宅介護支援事業所 (介護予防支援含む)

## 令和7年度 沖縄市介護事業所等集団指導 (居宅介護支援事業所・介護予防支援含む)

沖縄市健康福祉部 介護保険課管理係



# 目次

1. 運営指導における指摘事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
2. 令和6年度報酬改定事項(再確認)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p9
3. テレワークについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p14
4. 居宅届について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p21
5. 市へ届出が必要な厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護  
(生活援助中心型)を位置づけたケアプランについて・・・・・・・・ p39
6. 福祉用具の貸与と購入の選択制について・・・・・・・・・・・・ p48
7. 軽度者の福祉用具貸与について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p56
8. 有料老人ホームのケアプランについて・・・・・・・・・・・・ p61



## 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（総合的な居宅サービス計画の作成）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
第13条第1項第4号

### 【指摘事項】

居宅サービス計画を作成するにあたり、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならないが、それらの必要性についての検討を行っていなかった。



### ポイント

家族や親族等による介護、保健所又は保健センターなどによる保健指導、配食サービスなどの市町村やNPOなどによるサービス、近隣住民や民生委員などによる見守りの状況、有料老人ホームなどの施設職員の見守りなど、利用者の支援にかかわる様々な機関や個人との連携が必要であり、これらの情報を総合的に把握し、居宅サービス計画に位置付けるように努めること。



## 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（居宅サービス計画原案の作成）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
第13条第1項第8号

### 【指摘事項】

自宅（居室）を訪問の上、アセスメントを実施しており、その結果の記録も確認できた。しかしながら、当該アセスメントの結果を踏まえた必要なサービス内容の検討が十分に行われていない状況が確認された。また、計画に位置付けられている通所介護サービスの必要性について、アセスメント結果との関連性について説明を求めたところ、その説明は十分なものではなかった。



### ポイント

アセスメントによって抽出された「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」を解決するため最も適切なサービスを検討し、介護保険外サービスも含めた最適なサービスの組み合わせを行いましょう。



## 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（居宅サービス計画の交付）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
第13条第1項第11号

### 【指摘事項】

利用者等の同意を得る前に、居宅サービス計画を担当者へ交付されているのが確認された。



### ポイント

居宅サービス計画の原案の内容について、説明をおこなった上で文書によって利用者の同意を得たのち、担当者へ交付すること。



## 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（勤務体制の確保）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
第19条第1項

### 【指摘事項】

勤務表について、居宅介護支援事業所と同じ法人が運営する有料老人ホーム（別の場所にある）と一体的に作成されていた。

また、タイムカードを、有料老人ホームにおいて打刻されていた。



### ポイント

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、原則として月毎の勤務表を作成し介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。



## 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（秘密保持）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
第23条第3項

### 【指摘事項】

利用者の家族の個人情報を用いる場合、文書により家族の同意を得ておかなければならないが、同意の確認できなかった。



### ポイント

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければなりません。

※利用者家族に関する同意については、指定居宅介護支援開始時に、その家族の代表から、連携するサービス担当者間で個人情報を用いることについて包括的に同意を得ることで足りるものです。署名欄の表記を、家族代表として、続柄の記載欄もあることが望ましいです。



# 《個人情報の利用に係る同意欄の例》

(利用者)	
氏名	○○ ○○
代筆	●● ●● (続柄 )
(代理人)	
氏名	△△ △△
続柄	
(家族の代表)	
氏名	□□ □□
続柄	

## パターン①利用者本人が署名可能

- ・利用者欄に利用者が署名
- ・家族代表者欄に家族代表者が署名

## パターン②利用者本人が署名不可 (意思決定能力あり)

- ・利用者欄に代筆者が代筆
- ・家族代表者欄に家族代表者が署名

## パターン③利用者本人が署名不可 (意思決定能力なし)

- ・代理人欄に代理人が署名
- ・家族代表者欄に家族代表者が署名

家族の個人情報を取り扱わない場合は家族からの同意は不要です。  
基準上、家族の同意については、**家族の代表から同意をえること  
で、足りるものである。**



# 2 令和6年度報酬改定事項

## 6. 居宅介護支援①

### 改定事項

- 居宅介護支援 基本報酬
- ① 1(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ② 1(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）
- ③ 1(1)③他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
- ④ 1(3)⑩入院時情報連携加算の見直し
- ⑤ 1(3)⑪通院時情報連携加算の見直し
- ⑥ 1(4)⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
- ⑦ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑧ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑨ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑩ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
- ⑪ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑫ 3(3)⑭公正中立性の確保のための取組の見直し
- ⑬ 3(3)⑮介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）

210

## 6. 居宅介護支援②

### 改定事項

- ⑭ 3(3)⑯介護支援専門員1人当たりの取扱件数（基準）
- ⑮ 4(1)⑧同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- ⑯ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑰ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

211

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」



# 2 令和6年度報酬改定事項

## (1) 特定事業所加算の見直し

算定要件	(I)	(II)	(III)	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること			○	
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		x	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること			○	
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること			○	
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと			○	
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（II）を算定している場合は50名未満）であること			○	
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること			○	



引用：厚生労働省  
「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

# 2 令和6年度報酬改定事項

## (2) 入院時情報連携加算の見直し

改定前	改定後
<p>入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院してから3日以内</u>に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>入院時情報連携加算（Ⅰ） <b>250</b>単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院した日のうちに</u>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 <u>※入院日以前の情報提供を含む。</u> <u>※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。</u></p>
<p>入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院してから4日以上7日以内</u>に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>入院時情報連携加算（Ⅱ） <b>200</b>単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院した日の翌日又は翌々日に</u>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 <u>※営業時間終了後に入院した場合は、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。</u></p>



## 2 令和6年度報酬改定事項

### (3) ターミナルケアマネジメント加算の見直し

改定前	改定後
在宅で死亡した利用者（ <u>末期の悪性腫瘍の患者に限る。</u> ）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	在宅で死亡した利用者に対して、 <u>終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、</u> その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合

【参考】 ※資料にリンクを添付しています。

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

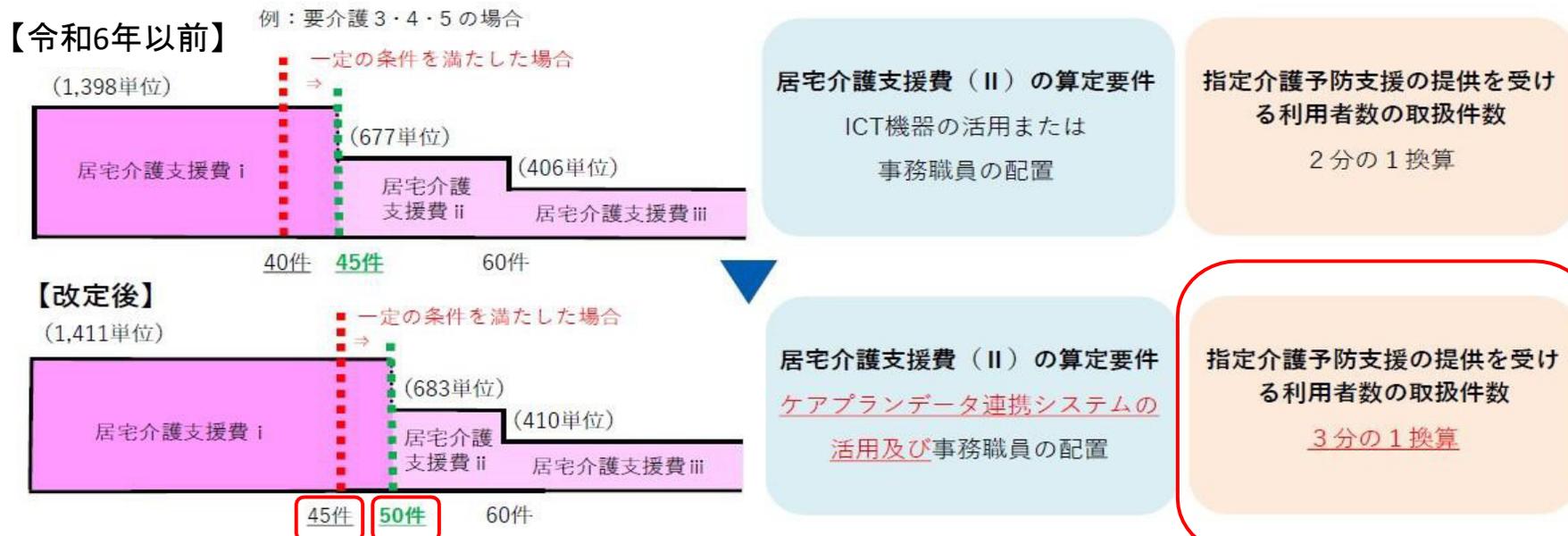
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>



# 2 令和6年度報酬改定事項

## (6) 介護支援専門員 1人当たりの取扱い件数

【報酬】



【基準】 介護支援専門員の員数

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

改定前	改定後
利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の数が44又はその端数を増すごとに1とする。</li> <li>ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</li> </ul>



# 3 テレワークについて

## テレワークの取扱い

テレワークについては、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、国において取扱いの明確化、職種や業務ごとに考え方が示されています。



# 3 テレワークについて

## 管理者の業務(令和5年9月5日 介護保険最新情報 Vol.1169)

(通知:<https://www.mhlw.go.jp/content/001142612.pdf>)

- 管理者がテレワークを行い、不在とする場合であっても、運営基準上定められた責務を管理者自らが果たす上で支障が生じないよう体制を整えておくこと
- 勤務時間中、利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保すること
- 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、管理者がテレワークを行う場合における緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくこと
- 他の職種を兼務する管理者がテレワークを行う場合、管理者以外の各職種の人員配置基準に違反しないようにすること
- 利用者やその家族、都道府県、市町村等から求めがあれば、当該事業所のテレワークの取扱いについて適切かつ具体的に説明できるようにすること



# 3 テレワークについて

## 管理者以外の各職種に従業者について

(令和6年3月29日 介護保険最新情報Vol.1237)

(通知:<https://www.mhlw.go.jp/content/001238515.pdf>)

- テレワーク実施者本人、管理者及びテレワーク実施者以外の他の従業者に過度な業務負担が生じ、『利用者の処遇に支障が生じること』のないよう、留意すること
- 終日単位で事業所等を不在にするテレワークの実施については、利用者の処遇に支障が生じないか、特に慎重に判断すること
- 勤務時間中、事業所等の現場に出勤する従業者とテレワーク実施者の間で適切に連絡が取れる体制を確保すること
- テレワーク実施者の労働時間の管理等、適切な労務管理を行うこと
- 書類作成等の事務作業、事業所外の専門職との連絡等の業務については、予めテレワークを行う日時を決めておくこと
- 情報通信機器を用いた遠隔での面談等の実施については、意思疎通が十分に図れる利用者について、利用者本人及び家族の理解を得て行うなど、適切に対応すること



# 3 テレワークについて

## 介護支援専門員のテレワーク(居宅介護支援・介護予防支援) (令和6年3月29日 介護保険最新情報Vol.1237)

(通知:<https://www.mhlw.go.jp/content/001238515.pdf>)

- 書類作成等の事務作業については、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる
- 居宅サービス計画の作成等をテレワークで行うに当たっては、適切なアセスメントやモニタリングが行われた上で実施する必要があることに、留意すること
- 運営基準上義務付けられている少なくとも1月に1回(介護予防支援の場合は3月に1回)利用者に面接することにより行うモニタリングについて、オンラインで行う場合には、利用者の同意を得るとともに、利用者がテレビ電話装置等を用いた状態で十分に意思疎通を図ることができることを確認すること
- サービス担当者会議をオンラインで行う場合には、家族含む関係者間で対象者の現状を共有できるよう、また利用者・家族との意思疎通が十分にとれるよう、留意すること。



# 3 テレワークについて

## 個人情報適切な管理について

### (令和6年3月29日介護保険最新情報Vol.1237)

- 利用者やその家族に関する情報を取り扱う際は、個人情報保護関係法令、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス※」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン※」を参照し、特に個人情報の外部への漏洩防止や、外部からの不正アクセスの防止のための措置を講ずること

※厚生労働省:ガイドライン等 [URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html)

- 第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業者・利用者との会話を聞き取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと
- 利用者やその家族に関する情報が記載された書面等を自宅等に持ち帰って作業する際にも、情報の取扱いに留意すること



# 3 テレワークについて

## 事業所の定義

事業所とは、介護支援専門員が居宅介護支援を行う本拠であり、具体的には管理者がサービスの利用申込の調整等を行い、居宅介護支援に必要な利用者ごとに作成する帳簿類を保管し、利用者との面接相談に必要な設備及び備品を備える場所です。(解釈通知居・予:2-(3)-③)。

そのため、指定事業所以外の場所において居宅介護支援業務を行う場合は、当該場所が事業所としての機能を有する場所とならないよう留意してください。

## テレワーク先にて

利用者ごとに作成する帳簿類の保管や利用者との面談相談に必要な設備及び備品を備える場所は、状況によっては「事業所」とみなされる場合があります。

## 注意して頂きたいこと

- ・事業者は、介護支援専門員が持ち帰った書面等を自宅等に恒常的に保管することや面談相談に必要な設備及び備品を自宅等に備えることのないよう適切に運営してください。
- ・指定事業所以外の場所を継続的な作業場所として使用する場合、市へ相談するようお願いします。

⇒指定事業所以外の場所が事業所とみなされた場合は、指導等の対象となる可能性がありますので、ご留意ください。



# ☆給付係からのお知らせ☆



# 4. 居宅届について



**新規・更新・区分変更**申請時  
居宅届の提出が必要となります。



- 居宅サービス計画作成依頼  
(変更)届出書
- 介護予防サービス計画作成  
依頼(変更)届出書



重要！

提出忘れのないよう  
ご注意ください！！



## 提出のない場合・・・

予防給付 ⇒ 償還なし  
⇒ 全額自己負担

総合事業 ⇒ 自己作成の  
取扱いなし



# 事業対象者の新規申請について

この場合…

事業対象者が新規申請 2/1



要介護の認定 3/15



居宅が届け出を提出 3/20

**3/19までは事業対象**  
**3/20からは介護**

の取り扱いになります



# 届け出忘れの 発生しやすいタイミング



# ①65歲年齡到達時



注意！！

## 生活保護受給の方(H番号)

**65歳**になられた際の**介護保険の新規申請**に伴い、**居宅届の提出が必要**になります。  
制度が異なり、介護保険では新規の取り扱いになることについてご注意ください。



また…

**H番号の方が保護を外れて第2号被  
保険者になった場合**も届け出が必  
要になります。



## ②要支援から要介護に



注意！！

小規模多機能型居宅介護を利用されている場合・・・

「要支援から要介護」・「要介護から要支援」

※いずれの場合も変更がある際には  
**その都度**届け出が必要となります。



# ③利用者の住所変更時



注意！！

## 他市町村から沖縄市への転入時

沖縄市への**転入日の属する当該月内**に速やかに届け出してください。



# ④事業所の事業所番号変更など



居宅介護支援事業所の住所の変更に伴い、  
事業所番号の変更があった際にも改めて居宅  
届の提出が必要になります。



届け出忘れを防ぐ一つの手段として…

毎月のモニタリングの際に  
**被保険者証の確認**を行う

⇒住所・有効期間等に変更がないか



届け出の提出が当該月に間に合いそうになり・・・etc.



まずは給付係にご相談ください



5. 市へ届出が必要な厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置付けたケアプランについて



## 【趣旨】

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村への届出を義務付け検証を受けることとしています。



# 届出の対象

訪問介護による生活援助中心型のサービスを  
1月あたり下記の「回数以上」位置付けている  
もの

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回



## ①対象とならないもの

身体介護に引き続き、生活援助を  
実施している**身体1生活1**など



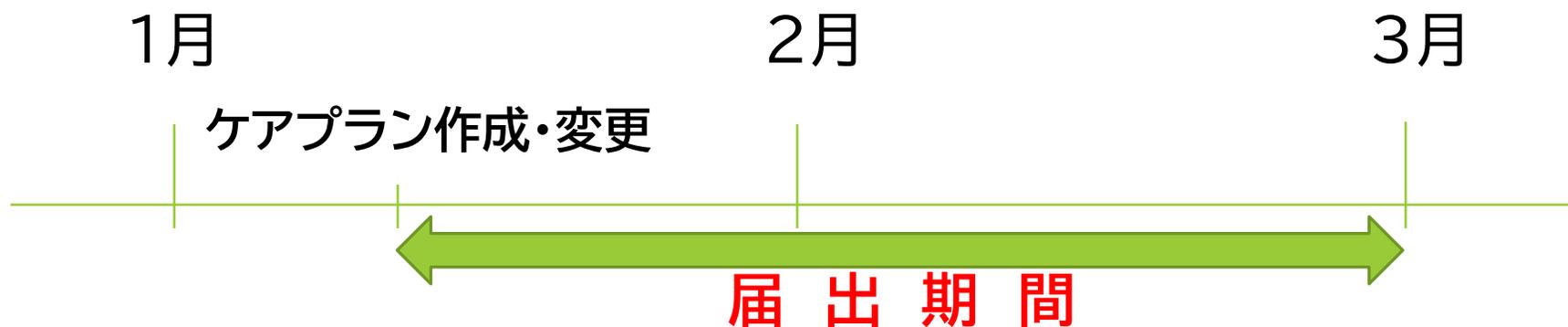
## ②「回数以上」とは

定める回数と同数の場合も届出  
が必要となります



### ③提出時期

届出対象となるケアプランを**作成**  
または**変更した月から翌月末まで**  
となっています。



## ④届出の頻度

検証したケアプランの次回の届出は**1年後**となっています。



ご理解いただきたいのは・・・



重要！

訪問介護のサービスの利用を制限するものではありません！！



# 6. 福祉用具の貸与と 購入の選択制について



# 貸与と購入の選択制の対象となっている福祉用具の種目

- ① スロープ → 取付けの際に工事を伴わない段差解消のためのもの
- ② 歩行器 → 車輪がついていない4脚のもの
- ③ 単点杖・多点杖 → 単点杖は松葉杖を除いたカナディアン・クラッチやロフストランド・クラッチ



重要!

貸与と購入のいずれかを**利用**  
者が**選択**できることの説明を行  
わなければならない



# どんな内容の説明？

○貸与と購入のそれぞれの**メリット・デメリット**の説明

○選択するにあたっての**必要な情報の提供**



# 提供する情報

- 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハ専門職等から聴取した意見
- サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し



# 提供する情報

○貸与と購入それぞれの利用者負担額の違い

例) **長期利用**が見込まれる場合は…

**短期利用**が見込まれる場合は…

○国が示している福祉用具の**平均的な利用月数**等



これらの情報をもとに…

**利用者が貸与か購入の選択  
を行う！！**



## 購入申請の際に……

貸与か購入かを判断する上で利用者に  
**提供した情報を理由書に記載**してください。

**(誰からのどのような情報なのか)**



# 7. 軽度者の福祉用具貸与 について



# 相談が多い事例



# 状況

- ①例外給付の理由書提出に際し、医師の診断書に時間がかかっている為サービス担当者会議が開けず、書類の提出が遅れている。
- ②医師の所見を取る前に担当者会議を行った。後日、主治医に所見を依頼した。



## ここがポイント

- 医学的な所見(対象者の身体状況が分かるもの)をもとに、福祉用具の必要性について担当者会議等で話し合われることが大切
- 医学的な所見の入手方法は診断書だけでなく、主治医意見書や直接の聴取なども可能



重要

医師の所見は福祉用具導入の同意や可否を求めるものではありません。

※沖縄市役所のホームページに詳しく載せてあります。  
ご参照ください。



# 8.有料老人ホームにおける適正な ケアプラン作成について



# 株式会社日本総合研究所による報告書

サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究（令和4年3月）



# 利用者本位のケアマネジメント・ ケアプランとなるような啓発ツール

※高齢者住まいにおけるケアプラン作成・  
ケアマネジメントに関する留意事項や実  
施のポイントについて整理し、冊子が作  
成されています。



# ① ケアマネジャー向け

<https://www.yurokyo.or.jp/contents/pdf/3861-3>



# ② 高齢者向け住宅の運営事業者向け

<https://www.yurokyo.or.jp/contents/pdf/3861-4>

# ③ 利用者向け

<https://www.yurokyo.or.jp/contents/pdf/3861-5>



# 受講報告について

以下の2つを視聴後  
回答フォームから受講報告をおこなってください。

① 沖縄市介護事業所等集団指導  
（各サービス共通）

② 居宅介護支援・介護予防支援含む

回答フォーム⇒ <https://logoform.jp/form/7EYC/1464522>



2次元コード

受講報告の回答をもって、  
集団指導に出席したものとさせていただきます。  
※報告は、事業所ごとに行ってください。



ご視聴ありがとうございました。

